

安来市普通河川道路管理条例

平成 16 年 10 月 1 日
条例第 192 号

(目的)

第 1 条 この条例は、普通河川道路の管理について、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)、国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号)、国有財産法施行細則(昭和 23 年大蔵省令第 92 号)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「普通河川道路」とは、国有財産法第 3 条第 2 項第 2 号に規定するもののうち、市の管理する国有財産及び国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき譲与を受けたもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 普通河川 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)その他特別法の適用又は準用がない河川、溝、用排水路、ため池等をいう。
 - (2) 道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)その他特別法の適用がない道路をいう。
- 2 前項の普通河川には、護岸、堤防、樋門、水門、堰等普通河川に附属して公共の用に供される工作物を含むものとする。

(禁止行為)

第 3 条 何人も、普通河川道路に関し次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 普通河川道路を損壊すること。
- (2) 普通河川道路に建築物を築造すること。
- (3) 普通河川道路にじん芥、汚物その他これらに類するものを投棄し、又はこれらのものを普通河川に流入するおそれのある場所に放置すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、普通河川道路の保全に支障をきたす行為をすること。

(行為の制限)

第 4 条 普通河川道路に関し次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽易な行為であって普通河川道路の機能を妨げないものとして規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 普通河川道路の敷地を占用すること。
 - (2) 普通河川道路の掘削又は盛土等の工事その他これに類する行為をすること。
 - (3) 普通河川道路の敷地若しくはその上下において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
 - (4) 普通河川道路の土石、砂れき、竹木及びその他の生産物を採取すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、普通河川の方角、幅員、深淺及び道路の構造又は交通に影響を及ぼすおそれのある行為その他管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 市長は、前項の行為が普通河川道路の管理上支障を及ぼさないと認めるときは、許可を与えることができる。

(許可の手續)

第 5 条 前条の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所及び内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 市長は、許可に普通河川道路の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の期間)

第 6 条 許可の期間は、5 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合においては、10 年以内とすることができる。

2 前項の許可は、申請により更新することができる。

3 前条の規定は、前項の許可の更新について準用する。

(占用料の額及び徴収方法)

第 7 条 市長は、第 4 条の規定により許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。

2 普通河川道路の占用料の額及び徴収方法は、安来市道占用料徴収条例(平成 16 年安来市条例第 191 号)の規定を準用する。ただし、同条例別表に記載がない物件については、別表のとおりとする。

(占用料の還付)

第 8 条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものであって、その事実が生じた日から 6 月以内に占用者から占用料還付の請求があった場合は、この限りでない。

(1) 天災その他の事由により占用ができなくなった場合

(2) その他占用者の責めに帰さない事由により許可を取り消された場合

2 前項ただし書の規定により、占用者に還付する占用料は、当該占用料の総額からその事実が発生した日までの期間の占用料に相当する月の月割計算による額を控除した額とする。

(占用料の減免)

第 9 条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用するとき。

(2) 市長が特別の事由があると認めるとき。

(行為の廃止届)

第 10 条 占用者が許可の期間満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 占用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて承認した場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可の取消し、条件の変更又は行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 工事又は工作物が普通河川道路の管理に支障がある場合

(2) 市が普通河川道路の工事を施行する場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している場合

(4) この条例の規定による許可に付した条件に違反している場合

(5) 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合

(原状回復等)

第 13 条 占用者は、許可の期間が満了した場合、許可を受けた行為を廃止した場合又は許可を取

り消された場合は、占有者の負担において直ちに普通河川道路を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による原状の回復又はその必要がない場合に対する措置について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の安来市普通河川道路管理条例(平成 10 年安来市条例第 15 号)、普通河川道路等管理条例(昭和 45 年広瀬町条例第 15 号)又は普通河川、道路等管理条例(昭和 45 年伯太町条例第 17 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により占有の許可を受けている者の占有料については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 26 年 1 月 27 日条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

占有物件	占有料			
	単位	単価		
		合併前の安来市の区域	合併前の広瀬町の区域	合併前の伯太町の区域
宅地、工作物敷地等(工作物を伴うもの)	1 平方メートルにつき 1 年	注)1、注)2	150 円	90 円
物品置場類(工作物を伴わないもの)			100 円	90 円
通路			100 円	90 円
橋梁類の設置		110 円	100 円	
取水施設の設置		180 円		
排水施設の設置		180 円		
その他のもの	その都度市長が定める額			

注)1 (1 m²当たりの固定資産税評価額×4%)×がけ地補正 50%/m²

注)2 (1 m²当たりの固定資産税評価額×4%)/m²

備考

- 1 占有期間が 1 年に満たない場合は、月割とする。
- 2 占有期間が引き続き 2 会計年度以上にわたるときは、各年度ごとに当該年度に属する期間により占有料を算定する。
- 3 占有期間が 1 月に満たない場合又は 1 月に満たない端数を生じた場合には、これを 1 月とする。

- 4 占有面積が1平方メートルに満たない場合又は1平方メートルに満たない端数を生じた場合には、これを1平方メートルとする。
- 5 消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号により非課税とされるものを除くものについての占有料の額は、この表に掲げる額に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。